3月１２日(月)より、平成 24 年度の国民健康保険証の切り替えがはじまります。

８期の納付期限（2 月 29 日）までに国民健康保険税を全て支払った世帯には、**新しい保険証をご自宅に郵送します（手続きは不要です）**。新しい保険証は**３月中**に届く予定です。ただし、**マル遠（施設入所者）・マル学 (町外の学生) の保険証は、窓口でのお受け取りとなります。**

～切り替え手続きについて～

3月1日の時点で保険税の未納がある世帯は、窓口での切り替えが必要です

★切り替え場所：福祉部健康推進課
★期　　間：3 月 12 日（月）～ 3 月 30 日（金）（土・日・祝日を除く）
★受 付 時 間：午前９時～午後４時（昼休みを除く）
★持参するもの：①現在お持ちの国民健康保険証
②本人確認ができるもの（免許証、パスポート等）
③切り替えのお知らせのハガキ
④マル遠、マル学の場合は在園証明書・在学証明書
⑤国保税を支払って２週間以内であればその領収証

（⑤の領収書は銀行窓口等から役場に支払いの情報が届くのに時間がかかるため、支払い確認をするために必要です。）

別世帯の方が代理で手続きする場合、上記①～⑤のほか、代理人の身分確認ができるものをお持ちください。

※平成 22 年 7 月 1 日より制度が改正され、滞納世帯に対して「高校生世代以下の子ども」についてのみ 6 ヶ月以上の「短期被保険者証」を交付することになりました。3 月 31 日期限の保険証をお持ちの方は切替時に更新を行っています。平成 24 年度の所得申告してない方は、総務部税務課で申告をしてから切り替えをしてください。

≪70 歳～ 74 歳の方へ≫（平成 24 年 4 月から）

70 歳から 74 歳の方の病院での窓口負担割合は、凍結措置終了により平成 24 年 4 月に 1 割から 2 割（現役並み所得者は３割のまま）に変更することになっていましたが、措置が 1 年間延長されたため、**平成２４年４月からも引き続き１割負担（現役並み所得者は３割負担）になります。**

また、これに合わせて全ての方の高齢受給者証の有効期限を平成 25 年 3 月 31 日（この間に 75 歳を迎える方は誕生日の前日まで）に変更することになりました。（ただし、前年中の所得によっては８月から負担割合が変更になる場合があります）

※新しい高齢受給者証は３月中に郵送します。**現在お手持ちの受給者証は、新しいものが届いたら各自で破棄してください。**

☆退職後に国民健康保険へ加入予定の方☆

退職後に国民健康保険へ加入をする方は、下記のものを持参して窓口で手続きしてください。

① **社会保険等喪失証明書**（勤めていた会社か、社会保険事務所等からの証明）
② **年金証書**（年金を受給されている方のみ）
③ **印鑑**（認印）
④ **国民健康保険証**（家族の中ですでに国民健康保険に加入している方がいる場合のみ）

＊なお、勤めていた会社の健康保険等に引き続き加入できる方（任意継続被保険者）もいますので、詳しくは福祉部健康推進課か勤めていた会社へお問い合わせください。

＊国民健康保険へ加入する方は、退職した日の翌日から**１４日以内**に手続きをしてください。手続きが遅れた場合、その間の病院受診支払いが全額自己負担になることがあります。

お問い合わせ　福祉部健康推進課　国民健康保険係☎９４５－４７９１（１５３～１５５）

～外来でも限度額認定証が使えるようになります～

国民健康保険ではこれまで、入院した場合の医療費については「限度額適用認定証」等を提示することで医療機関での支払いを自己負担限度額までにとどめることができましたが、**４月１日以降**、医療機関等で**外来の診療を受けた場合でも**認定証等を提示することで自己負担限度額までにとどめることができます。限度額等詳細な点は、福祉部健康推進課までお問い合わせください。

※７０歳から７４歳の被保険者は、非課税の方のみ対象となります。

○７５歳からの**後期高齢者医療保険加入者**も同様に、外来でも「限度額認定証」が使えるようになります。

※ただし、**世帯全員が非課税の場合のみ**対象となります。

お問い合わせ　福祉部健康推進課　後期高齢者医療保険係☎９４５－４７９１（１５２）

退職者のみなさまご存知ですか？

退職後も町県民税はかかります！ 注意

今年退職するみなさん、長年のお勤めお疲れさまでした。退職を迎えほっとされているかもしれませんが･･･ここで要注意です！町県民税（＝住民税）は、地方税法により**「前年の所得に課税する」**と定められてますので、**退職した年も勤めていた時と同じくらい課税**されます。例えば、平成 24 年 3 月に退職した方は、平成 23 年 1 月から 12 月までの期間、給与の収入がありますので、平成 24 年度も住民税がかかります。

さらに、会社に勤めているときには 12 分割で給与天引き（6 月から翌年 5 月にかけて天引き）されていましたが、ご自分で納付する方法に変わるため､地方税法の定めにより 4 分割で納付（6 月･8 月･10 月･翌年 1 月に納付）いただくこととなり、1 回あたりに納める金額が高くなります。

こういったことは定年退職者に限らず、年度途中の退職者や短期契約で働いていた方々にも同じことがいえます。退職後も住民税がかかることをお忘れなく、納税への備えをよろしくお願いします。

町県民税申告は3月15日(木)までです 申告手続はお忘れなく♪

場所：　西原町役場　第五庁舎会議室
日時：　3月15日まで（土日を除く）
※3月4日（日）は、受付を行っています。
時間：　（午前）９：００～１１：３０
（午後）１３：３０～１６：００

お問い合わせ／総務部税務課　町県民税係　☎ 945-4729（内線141･142）

原動機付自転車･軽自動車等の名義変更､廃車手続はお済みですか？

軽自動車税は毎年4月1日現在､所有している方に対して課税されます。

すでに使用していない車両や、他の方に譲った車両がある場合、町外に転出した場合は 3 月末までに所定の手続をお済ませください。

※軽自動車は普通乗用車とは異なり、年度途中の抹消などによる月割り計算での税金の払い戻しがありません。

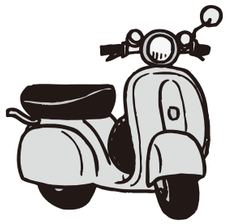

原動機付自転車の廃車手続きに必要なもの

・ 登録している方の印鑑（名義変更の場合は旧・新所有者の両方の印鑑）
・ 標識交付証明書
・ ナンバープレート（盗難の場合は警察署からもらう受理票）

※軽自動車、125cc以上の二輪車は手続先、書類が異なります。詳しくは下記までお問い合わせください。

お問い合わせ／総務部税務課　軽自動車担当　☎ 945-4729（内線142）

北那覇税務署からのお知らせ

○申告と納税はお早めに

平成 23 年分の所得税と贈与税の申告と納税は 3 月 15 日（木）、個人事業者の消費税は消費税及び地方消費税の申告と納税は 4 月 2 日（月）までです。

○納税は便利な振替納税（届け出た金融口座から引落し）で

申告書提出後に納付書や納税通知書によるお知らせはありません。便利な振替納税（口座引き落とし）をご利用ください。（※贈与税の振替納税はご利用できませんので、ご注意ください）

所得税の振替日　4 月 20 日（金）　　消費税の振替日　4 月 25 日（水）

○ダイレクト納付（e-Ｔａｘ利用者が指定日に金融口座から引落し）の活用を

e-Ｔａｘ(電子申告）により申告書を送信する際に、納税日を指定して金融口座から引落しができます。手続き（「ダイレクト納付利用届出書」を書面で税務署へ提出）に 1 ヶ月程度かかるので、早めの対応をお願いします。特に、毎月源泉所得税を納めている方はダイレクト納付が便利です。

申告書の早期提出と期限内納付をお願いします。

お問い合わせ　北那覇税務署　☎877-1324（自動音声番号２）　国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)